

ウェーバーの国家Ⅱ「アンシュタルト」論と
「民主主義」イデオロギー批判

雀部 幸隆

目次

- 一 「自主的指導行為」としての政治
- 二 政治におけるウルティマ・ラティオとしての権力
- 三 社会契約説批判
- 四 国家Ⅱアンシュタルトの究極的な超越性
- 五 「民主主義」にたいするウェーバーの両義的態度
- 六 官僚制と「民主主義」イデオロギー
- 七 ウェーバーの直接民主主義批判

以下の論稿は、前稿「ウェーバーにおける国家理性の理念」（本誌前号所収）、とくにその第四節「ウェーバーの「自然法的公理主義批判」の補遺として書いたものである。そこで述べたように、ウェーバーは「自然法的民主主義」にたいしては批判的であった。その批判は、当然そのコロラリーとして、「自然法的民主主義」と親縁関係にある社会契約説や直接民主主義への批判を内包する。本稿はこのコロラリーを確かめておこうとするものである。

ウェーバーの政治的立場は、いずれ詳しく述べるように、帰するところ「国民的民主制」と「指導者民主制」であった。だがその「民主制」の正当化は、それが「自然法的」観点からして妥当であるからとか、「支配の極小化」を可能にする政治システムだから、といった観点とはまったく違った観点からなされたものであった。その観点がいかなるものであったかは稿を改めて論ずることとし、ここではさしあたりまずネガティブなこと、つまりウェーバーの社会契約説批判——それはかれの国家Ⅱ「アンシュタルト」論によって事実上行なわれる——や、直接民主主義批判の内容を確認しておくこととしよう。

ところで社会契約説も直接民主主義——これは後に見るように「官僚制」へのロマン主義的観念的批判を前提する——も、一方は支配の「純内在的正統化」、他方は支配の「極小化」の志向として、とりわけ強く民主主義のイデオロギー的側面を表す。したがって、そうした論理構成ないし志向への批判は、民主主義の自然法的根柢づけにたいする批判とともに、民主主義のイデオロギー的側面あるいはイデオロギー化への批判といふことができるだろう。ウェーバーは、政治制度としての民主主義、すなわち「民主制」を現代政治の必須の条件、いわば運命的条件として受け入れた。だが、かれはしばしば「民主制」にまつわるイデオロギーはこれを共有せず、むしろ厳しくそれをしりぞけた。だから、ヴォルフガング・モムゼンなどは、ウェーバーにとって民主主義は「目的」価値ではなく「手段」的価値でしかない、ウェーバーは民主主義に「価値合理的」ではなく単に「目的合理的」にコミットしたに

すぎない、と非難したのである（W.Mommsen, *Max Weber und die deutsche Politik 1890-1920*, Tübingen 1974, S. XII u.S. 422. 未来社版『マックス・ヴェーバーとドイツ政治 一八九〇—一九二〇年』I—106ページ、同II七〇六ページ）。

だが、この非難された当のことを、ウェーバーはみずからの立場としてむしろ自覚的に選び取ったのであった。その点は前稿にも触れたところだし、続稿でもさらに審らかにするだろう。だが、さしあたってかれの民主主義イデオロギーへの批判をつぶさに確認しておく必要がある。

一 「自主的指導行為」としての政治

ウェーバーによれば、「政治」(Politik)とは、広義においては、およそありとあらゆる「団体」(Verband)の「自主的指導行為」(selbstständig leitende Tätigkeit)を指し、狭義かつ勝義においては「政治団体」(politischer Verband)・なかんづく今日では「国家」(Staat)を「指導」し、もしくは「その指導に影響を与えようとする行為」である（『職業としての政治』MWG VI/7, S.157.『政治論集』五五五ページ。WuG, 5.Aufl., S.26.岩波文庫版『社会学の基礎概念』七六ページ。なおウェーバーからの訳文は必ずしも邦訳に従っていない。以下同じ）。

ところで、ここに出てくる「団体」(Verband, organization)とは、『経済と社会』(第五版)第一部第一章「社会学の基礎概念」の定義によると、「部外者の加入を規制し制限する社会関係」ないしは「閉鎖的な社会関係」(eine nach außen regulierend beschränkte oder geschlossene soziale Beziehung)であって、その内部秩序の維持を、団体の「長」(Leiter, chief)ならびに場合によっては「行政幹部」(Verwaltungsstab, administrative staff)の存在と、「強制力の行使」(Erzwingung)をも含むその特別の秩序維持機能とによって、保障された社会関係である（WuG, 5.Aufl., S.26.岩波文

庫版『社会学の基礎概念』七六ページ以下。なお原語に併記した英語表記は Max Weber, *Economy and Society*, ed. by G. Roth and C. Wittig, NY 1968, 3 vols. (1, 49)。

それゆえ「自主的指導行為」としての政治は、「団体」の「指導」、つまり「団体」の存続と秩序維持ならびに「団体」の利益の追求とその課題の解決とを最適に行なうための指導という、その広義の場合でも、「権力」(Macht)による裏づけと「強制力の行使」とを不可欠の前提とし、またそれらを不可避的な随伴物とする。

政治「指導」のこの特質は、「政治団体」さらには「国家」が対象となる狭義かつ勝義の場合には、いっそう強化される。なぜなら、「政治団体」とは「一定の地理的領域内部におけるその存立ならびにその諸秩序の維持」が「行政幹部」の側からする「物理的強制の現実の行使もしくはその脅し」によって「継続的に」保障される場合の、またその限りにおける、「支配団体」であり (ebd. 同上)、「国家」——(こゝではもちろん近代国家——とは、「ある一定の領域の内部で正統な物理的強制力の行使の独占を(実効的に)要求する人間共同体」(diejenige menschliche Gemeinschaft, welche innerhalb eines bestimmten Gebietes... das Monopol legitimer physischer Gewaltansprüche für sich (mit Erfolg) beansprucht) だからである (『職業としての政治』 MWG I/17, S. 158f. 『政治論集』五五六ページ)。

つまり、政治の世界においては、「権力」なくして「指導」なしの準則が端的に妥当する。したがって「指導行為」としての「政治」は、ウェーバーによってまたつぎのように定義される。「政治とは、国家相互の間においてであり、あるいは国家の内部で国家に属する人間集団間においてであり、権力に関与し、権力の配分関係に影響を及ぼそうとする努力 (Streben nach Machtanteil oder nach Beeinflussung der Machtverteilung) である。」(Ebd., S. 159. 同上)

二 政治におけるウルティマ・ラティオとしての権力

こうしてウェーバーにおいては政治における権力的契機が強調されるのであるが、だからといってウェーバーが、W・モムゼンがその著作の随所で述べているように、「権力主義者」であるとか「権力主義的」であるとか言うのは、当たらない。権力「主義的」であるものにも、権力は政治において不可欠かつ不可避な要素であり、ウェーバーはただそれを醒めた眼で（nüchtern）、即物的に（sachlich）見ているだけだからである。

かれは、『職業としての政治』のなかで、フィヒテのマキャヴェリ論の章句を引きながら述べている。政治の世界においては、なんびとも「人間の善性と完全性とを前提してかかる権利」はなく、結果責任を負う立場から政治にたずさわろうとする者は、「人間だれしもが持つあの平均的な欠陥」（jene durchschnittliche Defekte der Menschen）を常に計算に入れておかなくてはならぬ、と（MWG I/7, S.238 und vgl. da gegebene Herausgebers Anm. 126. 『政治論集』六〇三ページ）。

「人間だれしもが持つあの平均的な欠陥」の「あの」とは、キリスト教の精神史的伝統のもとでは、マキャヴェリにおいても、フィヒテにおいても、ウェーバーにおいても、当然のことながら、原罪によって人間が背負い込むことになった「あの」を意味し、それゆえ、ここに言われている「人間の平均的な欠陥」は、欧米人とは精神史的伝統を異にするわれわれ日本人がその言葉によって想い浮かべるような、「まあ平均的な欠陥」などといった生易しいものではない。全体としてはすぐれた邦訳である『職業としての政治』の脇圭平訳では、遺憾ながらこの「あの」（jene）が訳出されていないため、筆者がここで指摘したニュアンスは、一般読者には十分伝わってこない。

ちなみに、キリスト教以前のアリストテレスもまた、本誌前号の拙稿「ウェーバーにおける国家理性の理念」において指摘しておいたように、人間は「徳」を欠けば——だが、アリストテレスにおいてはその「徳」を成就させるのが「国家」である——最も貪婪最も悪食の野獣にも劣る始末に負えない存在となりうる、という冷厳な認識を有していたが（本誌前号四ページ）、その洞察にもとづいて、かれは、「何でも人の欲するところを為すという自由」は「人間どものそれぞれのうちにある悪」を抑止する力を持たないがゆえに、いかにして国民各自の恣意放縱——つまり欲望ナチュラリズム——を抑制しチェックするシステムを作り上げるかが国制論の一つの要諦となる、と述べている（『政治学』第六卷第四章、岩波書店版『アリストテレス全集』第一五卷二五八ページ。強調は引用者。これは、当然のことながら、われわれが「自由」や「民主主義」を云々するさいに看過すべからざる古典的視点といふべきだろう。が、それはともかく、実際、通常の「団体」一つを取り上げてみても、「団体」内の「秩序」を維持することによって「団体」の存続をはかるだけのためにも、その団体の「長」（*Leiter*、ならびに「行政幹部」）は構成員の「服従」を確保しなければならないが、その「服従」の確保はぎりぎりのところ「物理的強制力の現実の行使」ないしはその「脅し」（*Androhung*）を必要とする。

この「ぎりぎりのところ」、つまり「ウルティマ・ラティオ」、「最後の言葉」としての「強制力」の行使が、「政治」指導の——たしかに「ノーマルな手段でもまた唯一の手段でもない」とはいえ（これは重要な限定だが、その含意はまた別稿で触れることとする）——「特有の手段」（*das spezifische Mittel*）である（『職業としての政治』MWG I/17.S.158.『政治論集』五五六ページ）。

この事情は、その「団体」が同好の士や同一の基本的利益・価値を追求する者同士の「合意」（*Vereinbarung*）にもとづいて設立された「協会」や「結社」（*Verein, association*）においても変わらない（*WuG, 5. Aufl., S.28*. 岩波文庫訳

『社会学の基礎概念』八二ページ）。

そうした「協会」・「結社」においては、成員の間にその設立目的や設立趣旨に関する基本的合意があるとしても、その具体的運営、利益と課題との追求をめぐることは、成員間に見解の相違、利害の対立が生ずることは避けられず、「長」（ならびに「行政幹部」）は、全体の統合をはかり「経営」の存続発展を期するために、必要に応じて構成員にたいして「強制力」を行使せねばならなくなるからである。

そうした秩序強制は、成員間の「合意」にもとづかない「団体」たる「アンシュタルト」（Anstalt, institution）の場合には、なお一層不可欠かつ不可避となる。「アンシュタルト」とは、「協会」や「結社」（Verein, association）の対極概念であって、『経済と社会』第五版第一章の定義では、その「制定秩序」が、「一定の効力範囲内において」、「一定の標識に該当する一切の行為」にたいして、「（相対的に）実効的に指令」される「団体」であり、その典型は「国家」と——欧米社会においては——（キリスト）「教会」とである（*ibid.* 同上）。

「国家」は、その「領域」内に国籍を有して居住するすべての市民にたいして、その「制定秩序」にたいする原始的・事後的「合意」のあるなしにかかわらず、およそ「法的規律の対象となる一切の行為」——それ以外の行為は「国家」の関心外にある——に関して、「制定秩序」を（相対的に）実効的に「指令」し、かつ「強制」する（*oktrojieren*）（vgl. *WuG, 5. Aufl., S. 29*. 前掲訳『社会学の基礎概念』三五ページ以下を参照）。

むろんそのさい、擬制的には当該市民が「国籍」を有すること自体が国家の「制定秩序」にたいする暗黙の「合意」の証左だと考えられなくもないが、しかし圧倒的多数の通常の市民は、その「制定秩序」が気に入らうと気に入らまいと、国籍離脱などしたくてもできないわけであるから、右の擬制は実際には無意味な擬制である。

また当該の市民にとって仮に国籍離脱が可能であったとしても、かれ（もしくは彼女）が国際的な「法外放置」と

いう危険かつ不都合な身分状況に身をさらすことを避けようとするれば、かれ（もしくは彼女）はどこかの国の国籍を取得せねばならず、そうするとまたかれ（もしくは彼女）は、多少の好悪の別はあれ、その国の国法と正統的命令とに例外なく一切従わなくてはならず——人がどれほど「気に入った」国の法律・命令でも、例外なくそのすべてが「気に入る」ことはありえまい——その点では、当該「地域」において「効力」を有する「制定秩序」を「相対的に」実効的に「指令」され「強制」されるといふ、国家アンシユタルトの下でのかれ（もしくは彼女）の身分状況は、原理的に何ら変わるところがないだろう。

ちなみにウエーバーと親交のあったゲオルク・イエリネク（一八五——一九一一年）もまた、有名な『一般国家学』において、国家を「自己に内在する始源的で法的には他のいかなる力にも由来することのない力によって支配する唯一の団体」(der einzige kraft ihm innewohnender ursprünglicher, rechtlich keiner anderen Macht abgeleiteter Macht herrschende Verband) とし、「始源的な支配力を付与された定住する人間の団体統一体」(die mit ursprünglicher Herrschermacht ausgerüstete Verbandseinheit sehnatter Menschen) と定義しているが、この定義はいみじくもウエーバーのアンシユタルトとしての国家の定義と符節を合するものである (Georg Jellinek, Allgemeine Staatslehre, 3. Aufl., Darmstadt 1960, S.217f. 邦訳学陽書房版 G・イエリネク『一般国家学』、一九七四年、一六七ページ以下。強調は引用者)。

またイエリネクは、やはり国家を「一定の領域内部における正統な物理的強制力行使の実効的独占」体とするウエーバーの定義を髣髴させながら、人は「国家以外のあらゆる団体」から逃れることはできても「国家そのもの」から逃れることはできないとして、つぎのように述べた。

「近代国家においては、われわれは国家以外のあらゆる団体から逃れることができる。国家内のあらゆる強制団体はその強制力を国家自身から得ており、したがって国家的強制のみが団体内で固持されるのである。しかしなが

ら、何人も国家そのものから逃れることはできない。移民、無国籍者もやはり国家権力には服さざるをえないのであつて、かれらは国を変えることはできても、いつまでも国家制度そのものから身を遠ざけておくわけにはいかないのである。ことに今日この地上における国家外の空間がますます狭まっているのであるから、なおさらそうである。」(Ebd., S.179. 同上二四三ページ以下)

三 社会契約説批判

このように国家を「アンシュタルト」として捉えるウェーバーやイエリネクの見解が、国家を市民の「合意」(原始契約)にもとづく一種の「目的結社」として論理的に構成するホッブス、ルソー系譜の近代の「社会契約説」と鋭く対立することは、明白である。

周知のように、近代の社会契約説は、その原型を据えたホッブスにおいては次のように構成される。

「国家」が存在しない「自然状態」においては、「万人の万人にたいする闘争」の状態(戦争状態)が支配し、各人は「不断の恐怖」と「暴力による死の危険」とにさらされている。そこでは「人間の生活は孤独で貧しく、きたならずしく、残忍で、しかも短い」(Thomas Hobbes, *Leviathan*, Penguin Classics, p.186. 中央公論社版『世界の名著』23、一五七ページ)。そこで人々は、そうした「死の恐怖」から逃れ、より「快適な生活」を求める「情念」(passions)と、その「情念」を実現するためには何が必要であるかを指示する「理性」(reason)の示唆とに導かれて(ibid., p.188. 同上二五九ページ)、相互に契約を結び、「一人の個人もしくは一つの合議体」に、かれらの持つあらゆる力と強さを譲り渡す」ことにする。その契約の内容は次のようなものである。「わたしは自分を統治する権利を、この人間または

人間の合議体に完全に譲渡することを、以下の条件のもとに認める。その条件とは、あなたもあなたの権利を譲渡し、かれ「上記の一個人または合議体」のすべての活動を承認することである」と (*ibid.*, p.227. 同上 一九六ページ)。こうしてホッブスのいう「コモンウェルス」¹¹ 「国家」が成立する (*ibid.* 同上)。

ルソーにあつてはホッブスとはちがひ、「自然状態」はむしろ自立自足した諸個人が自然の「憐れみの情」に従つて平和的に共存する一種の黄金状態であつて、ホッブスのいう「自然状態」に対応するものは、その黄金状態からの墮落形態たる「社会状態」(文明社会)である(ただしルソーはその「墮落」がなぜ起こるかを論理内在的に説明していない。だからウエーバーはその移行に関して「一種の原罪を犯して」とコメントしてゐるのである。Vgl. WL, 3. Aufl., S.172. 河出書房新社版「ウエーバー 社会科学論集」三七ページ)。ルソーは人間がその墮落状態たる「社会状態」¹² 「文明社会」から「自然状態」(ただし高次のそれ)に復帰するために「社会契約」が必要だとし、それによつて真の自由・平等・友愛の達成される理想的な共同社会が実現されるのだと考える(拙稿「民主制の二つの概念」本誌第一五五号、一九九四年三月、一七七ページ以下を参照)。

だが、他人もまた新たに作り出されるべき政治体(国家)へ自己統治権を完全に譲渡することを条件に、自分もまたそれを当該政治体に譲渡するという、国家創設にかかわる社会契約説の基本的範型は、ルソーにおいても変わらない。

この社会契約説は、ウエーバーの「団体」概念を援用していえば、「国家」を全成員の原始的「合意」にもとづいて成立した一種の「目的結社」として捉えるものだが、もしこの社会契約の範型が論理的に申し分なく成り立つものとすれば、原契約成立後の「団体」の秩序維持機能の一環としての「強制力」の行使は紛れもない事実だとしても、そしてまたそのことによつて成員は理念的にも利害のうえでも多少の不都合をこうむるとはいえ、しかし

「団体」執行部による「強制力」の行使は、帰するところはその「結社」＝「国家」を自由かつ意識的に創設した当人自身の行為の帰結にすぎない、と考えることも十分可能である。もしこの論理がそのまま成り立つとすれば、これにまさる「国家」存立の純論理、「内在的な」正統化理論はないだろう。だから社会契約説は「自然法的」民主主義論とその延長上に発想する社会民主主義理論との普及に大きな影響を及ぼしたのである（vgl. G. Jelinek, Allgemeine Staatslehre, aa.O., S.217f. 邦訳同上167ページ以下）。

なおウェーバーも、『経済と社会』（第五版）第二部第七章の「法社会学」で、社会契約説をつぎのように特徴づけている。そこでは「あらゆる正統的な法は制定（Satzung）にもとづき、しかもこの制定自体は究極的には常に合理的な合意に（auf rationaler Vereinbarung）もとづく」と考えられる（と）（WuG, 5.Aufl., S.498. 世良訳『法社会学』四八九ページ）。つまり、ウェーバーもまた社会契約説を「制定秩序」・「実定法」・「国家」の純論理、「内在的な正統化」の試みと見なしているのである。

だが、この社会契約説にたいしては、つとにハインリヒ・フォン・トライチュケ（一八三四―一八九六年）による有力な批判がある。

社会契約説の眼目は、各人が、それぞれ自己以外のすべての人間が自己と同様に「自然状態」において有していた自己統治権を第三者に譲渡することを絶対の条件として、みずからもまたそれを第三者に譲渡するところにあるが、しかし、各人は自己以外のすべての人間が必ずそうする保障をいかにして獲得することができるか。つまり、各人はそれぞれ他者の契約の履行をいかにして保つかが問題となる。その答えは、とトライチュケはいう。「その保障は国家において初めて与えられる。国家なくしていかなる契約も存在しない。」（Heinrich von Treitschke, Politik, Bd.1, 4.Aufl., Leipzig 1918, S.16f.）

つまり、各人は相手側の契約履行の保障なくして契約関係に入ることができないが、その保障は国家の強制力によって初めて与えられる、だから、そもそも各人が国家を創設する社会契約を締結することができるためには、あらかじめ国家が存在してはならない、というのである。

それゆえ、とトライチユケは続けている。「人がもし、その拘束力が国家によって初めて与えられる契約を、国家そのものの法源と見なすなら、それはまさに「本来先に証明すべきことを論拠に他を論証する」倒逆論法(Hysteroproteron)に陥るものにほかならない。人は、それ自身国家において初めて可能となるはずの契約の上に国家を構築することはできない。」(Ebd. S.17. 「内は引用者」)

このトライチユケの批判は、かれとは全く政治的志向を異にするはずのゲオルク・イエリネクによってもそのまま踏襲されている。かれもまた『一般国家学』において Hysteroproteron というギリシャ語を用いて(独訳すると Späteres als Früheres となる)社会契約説を批判している(G.Jellinek, a.a.O., S.216. 前掲邦訳一六六ページ。なおエルンスト・ドルフ・フーバーによれば、社会契約説批判は Friedrich Christoph Dahlmann [1785-1860] ぐらいのドイツ自由主義派の国家学説の伝統だったようである。E.R.Hüber, Deutsche Verfassungs-Geschichte, Bd.2,3, überarb.Aufl., Stuttgart 1988, S.375ff. このシリーズは以下 DVIG と略し、巻数は数字のみを付記する)。

それに加えてイエリネクは、フイヒテを援用しながら、社会契約説が国家創設理論であるどころか、論理的に首尾一貫すれば、むしろ「国家解体理論」に帰結すると論断する。

「契約の自然的基礎づけの最大の欠陥は、一度なされた同意による個人の絶対的拘束を証明することができないことである。」個人が自由に契約を結ぶことができるのであれば、個人はいつでもまた契約を解除することができる。「自然法説のこの究極的、論理的帰結は……J.G.フイヒテによって引き出された。なんぴとも自己の意思を変

更するならば、その瞬間から、もはやかれは契約関係にはないのである。すなわち、かれは国家にたいして何らの権利をも持たず、国家もかれにたいしていかなる権利をも有しない。一人の者が国家から脱退できるならば、他の多くの者も同じように国家から脱退できる。・・・脱退した者たちが相互にヨリ緊密に結合し、任意の条件で新たな市民契約を結ぼうと欲するならば、かれらは、かれらがいまや立ち返っている自然法により、そのための完全な権利を持つ。——かくして新しい国家が成立する。／それゆえ、結局のところ契約説は、論理的に突き詰めて考えると、国家を基礎づけるのではなく、むしろ国家を解体する理論である。」(A.O. S. 216; 同上二六七ページ)

これは社会契約説の意図する国家の純理論内在本的正統化、つまりウェーバー的にいえば、構成員の任意の「合意」にもとづく「結社」として国家を構想しようとすることからする当然の帰結だろう。人は任意の「合意」にもとづいて「結社」を作る自由を持つとすれば、その「合意」を任意に取り消すことができ、また別の「合意」にもとづいて別の「結社」を結成する自由を持つ、等々。

だが、実は、この社会契約説の「革命的」性格が、「市民」の「主體的な合意」にもとづく「国家」形成という「市民」の無制約な政治的「ヴォラントリズム」への願望を刺激するその論理構成の仕方と相まって、同説が——イェリネクのいうように——自然法的民主主義論者だけでなく社会主義者や社会民主主義者たちのあいだでも広く人気を博する理由がある。

ウェーバー自身は社会契約説にたいして「倒逆論法」に陥っていると「国家解体理論」だとする批判を直接向けてはいない。ただかれは、学生時代にベルリン大学でトライチュケの「政治学」の講義を——批判的に——聴講しているし、イェリネクとはハイデルベルク大学の同僚としてとりわけ親交があった（これはウェーバーの青年時代の手紙その他の書簡や、マリアンネ夫人のウェーバー伝から明らかである。なお最近ドイツで出た Andreas Anter, Max Webers Theorie

des modernen Staates, Berlin 1995)は、随所でウェーバーとイエリネクとの政治学的見解の親近性を指摘しているが、その点は先に見た両者による「国家」の定義の類似性からも首肯されよう。だからウェーバーがこの二人の社会契約説批判——しかもその基幹部分は重なり合っている——を踏まえていることは、まず間違いないところだろう（しかも社会契約説批判は、先にも触れたように、ダールマンらしいドイツ自由主義派の伝統であった）。

それになによりも、ウェーバー自身、「国家」を「結社」ではなく、「アンシユタルト」として類型化しているのであるから、かれが社会契約説的＝目的結社的国家観を意識的に拒否していることは明白である。つまりウェーバーにとつては、「国家」、そのSpezifikum（固有の特質）としての「物理的強制力の実効的独占」は、純論理的には正統化されえないものである。

四 国家Ⅱアンシユタルトの究極的な超越性

では、なぜ「国家」とその強力性とは純論理的には正統化されえないものだろうか。これはなかなか答えにくい問題である。多分、その問いにたいしては、始源は歴史的にも論理的にも覆われている、としか答えようがないだろう（なおウェーバーもまたその趣旨のことを、別の関連においてではあるが、一九〇四年の「社会科学および社会政策の『客観性』」の中で述べている。Vgl. WL, 3 Aufl., S. 172. 河出書房新社版『ウェーバー 社会科学論集』三七ページ以下）。

事実、トライチユケは、さきほどの社会契約説の論理的破綻を指摘した文章の中で、「歴史の最大の謎はその始源と終局とにひそんでいる」(Die größten Rätsel der Geschichte liegen am Anfang und am Ende)との意味深長な言葉を挿入しているし (Treischeke, a.a.O., S. 16) 、『そもそもキリスト教の精神史的伝統の出発点には、国家権力の絶対的超越性

に言及したパウロの「ロマ書」第二三章第一節のつぎの章句がある。「凡「すべ」ての人、上にある権威に従ふべし。そは神によらぬ権威なく、あらゆる権威は神によりて立てらる。」（日本聖書協会版文語訳『舊新約聖書』による）

パウロは「上にある権威」つまり「国家」は「神によって立てられた」ものであるから、すべての人はそれに服従しなくてはならぬと述べたが、ルターは一五三三年に——もちろんキリスト者の立場から——これに注釈してつぎのように述べた。

「けだし、もしそうしなければ、全世界が邪悪で、千人のうち殆ど一人も真のキリスト者がいないくらいであるから、人は互いに食らい合い、誰も妻子を養い、みずから糊口し、神に仕えることが出来なくなつて、世界は荒廢に歸するであろう。それ故に神は二つの主権を定め給うた。一つは靈的なもので、これはキリストの下に聖靈によつてキリスト者なる義人を作り、他は現世のもので、これはキリスト者ならぬ悪人を防遏して、彼等にその欲すると否とに拘らず外面的には平和を保ち、大人しくしておらなければならぬようにさせる。云々」(Martin Luther, *Ausgewählte Werke*, hrsg. von H.H.Borchardt und G.Meitz, 3.Aufl., Bd.5, München 1962, S.14. ルター『現世の主権』について他二編』吉村善夫訳、岩波文庫、三二一ページ)

ここではむろん「現世の主権」がわれわれの関心事である。ルターは「ロマ書」一三章一節に注釈して、「現世の主権」が「神によつて立てられた」のは、もしそうしなければ人間は「原罪」の結果すべて「邪悪」であつて、万人にたいする万人の闘争が現出して「世界が荒廢に歸する」からだとしている。

つまり、ルターにおいても「国家」設立の動機は、ホップス同様、「万人の万人にたいする闘争」である。ちなみに右のルターの文章の中で「キリスト者ならぬ悪人を防遏して」とあるが、ルターにあつては「真のキリスト者」は「千人のうち殆ど一人もいないくらい」であるから、この世に住む殆どの人間は「悪人」である。他方、ここにいう

「悪人」とは「原罪」との関連でいわれていることであるから、必ずしも刑法上の罪を犯した者という意味での悪人——むろんかれらも含むとはいえ——ではない。「人間のわがが死に至るものであるというのは……それが犯罪である」という意味で言うのではない」というルターの「ハイデルベルクにおける討論」（二五—八年）「提題五」の命題を参照せよ（a.a.O., Bd. I, München 1963, S. 127. 聖文舎版『ルター著作集』第一集第一巻一〇八ページ）。

だが「国家」の設立は、ルターの場合、ホップスとはちがいが、「神」のわがであり、「情念と理性」とに導かれてする「人間」の自由意思的な「合意」の所産ではない。「国家」が「合意」という人間わがの所産なら、それは二〇世紀に入ってイエリネクも指摘するように、「合意」の解消という人間わが、つまり「革命」によって解体される。そしてその結果は——と、イエリネク後の二〇世紀の動乱を経験し、しかも今日「冷戦終焉」後の世界各地に頻発する悲惨な地域紛争を目撃しているわれわれは、付け加えることができるだろう——ふたたび「万人の万人にたいする闘争」状態の現出であり、無辜の民の塗炭の苦しみである。だがパウロにおいてもルターにおいても、「国家」は「神」の「定め給うた」ものであるから、それにたいしては絶対服従あるのみであって、反抗は許されない。

ただしパウロにおいてもルターにおいても、その国家が歴史的地政学的にどんな具体的形態を取るべきかについては、「神」の指示があつたとは考えられていない。だからルターは、「現世の主権について」や「軍人もまた祝福された階級に属しうるか」その他の文書において、「キリスト者」たる者が「キリスト者」にふさわしい「国家」を形成するよう努める義務のあることを強調するのである。むろんかれの想い描く国家はモダンな国家とは似ても似つかぬものだが、そうしたことは今ここでは関係がない。なお、パウロ時点ではキリスト信徒が「国家」と積極的にかわかることは、いうまでもなくなお論外であった。

さて、この、「国家は神によって立てられた」、それゆえその根源は人間の理解力のよく及ぶところではない、人

間理性によって、こと、「内在的」に合理化し正統化することのできないものである、その意味で「国家」は人間理性にとって究極的には「超越的」であるという、「ロマ書」第三章第一節の文言は、キリスト教的信仰とは無関係な者にとっても、多分、深い歴史の知恵を含み、気の遠くなるほど永い年月の人間の経験を総括するものであるように思われる。歴史始まっていろいろな人間は、様々な時代に様々な地域で、——今日われわれが世界の紛争地域で見聞しているのと同様に——「万人の万人にたいする闘争」状態を無数に経験し、そのつど、「上にある権威」、つまり「国家」が、合理的に構成されるものであるかどうかにかかわりなく、また理性内在的に正統化できようと思えないと、たんに人間のフィジカルな生存のためだけに不可欠なものであることを、いやというほど思い知らされてきたにちがいない。その知恵と経験とが、多分「ロマ書」第二章に盛り込まれ、総括されているのである。

絶対不可欠なものでありながら、しかも人間理性の合理的理解力をぎりぎりのところ超越してしまうもの、そしてその存在を人間の自由意思的「合意」という合理的行為から内在的に導き出そうとしても、結局論理的に破綻せざるをえないもの、それは「神によって立てられたもの」としか言いようがないだろう。

ところで、この文脈に照らして考えると、さきほどのトライチユケの挿入句がかれの社会契約説批判の有機的構成部分であることが理解されるだろう。ルター派のプロテスタントであったかれは、当然、パウロやルターの「国家」に関する言説を踏まえて議論を組み立てているのである。またイエリネクの『一般国家学』にも、よく注意して読むと、その論旨展開の要所所で「原罪」を背負った人間という、われわれ平均的な日本人からすれば「悲観的な」人間観が顔を出していることに気づくだろう。なお、その点については、とくに一八九三年、ハイデルベルクの歴史・哲学協会でかれの行なった講演「国家学説におけるアダム」(Adam in der Staatslehre)が参考になる(G.Jellinek, *Ausgewählte Schriften und Reden*, Bd. 2, Scientia Verlag Aalen, 1970, S.23ff.)。

とはいえ、右の立言はいうまでもなく理論的には積極的に論証することができない。それは、たといどれほど人間の永い経験と知恵との総括と見なされるものであるとしても、それ自体としてはメタフィジカルな想定である。ウエーバーはそうしたメタフィジカルな想定に直接言及することはない。しかし「国家」は、このパウロのメタファを用いていえば、根源的には「神によって立てられた」ものであるか、「合意」という人間の合理的理性の所産であるかのどちらかであつて、もし前者なら、ウエーバー的概念をもつてすれば「アンシユタルト」、後者なら「結社」となるはずだが、ウエーバーは「国家」を「目的結社」ではなく、「アンシユタルト」としているのであるから、実際にはかれは、いわば「態度」によつて、このパウロらしいメタフィジカルな想定に与しているのである。

なお、こうしたメタファが今日ではもはやアウト・オブ・デイトだと考えるなら、それは浅慮というものだろう。なぜなら、ナチスによる「神と人間」とにたいする悪魔的犯罪を経験したドイツ人たちは、実定法たるドイツ連邦共和国基本法前文の中に、つぎのような宣言の形でそのメタファの痕跡を保持しているからである。

「ドイツ国民は、神と人間とにたいする責任を自覚し、……その憲法制定権力にもとづいて、この基本法を制定した。云々」（高田敏・初宿正典編訳『ドイツ憲法集』一九九四年、信山社、二〇九ページ。強調は引用者）

ちなみに、「政治学」の古典中の古典であるアリストテレスの『政治学』（第一巻第二章）も、国家をもつて、人々の「合意」というような人為の所産ではなく、「自然」によつて成つたもの、「自然」によつて人間の倫理的完成のために人間本性にたいして指定されたもの、その意味で倫理的存在たる人間にたいする——その倫理性という「形相」^{エッセンス}を最終的に成就させようとする——自然の計らいである、と考へている（岩波書店版『アリストテレス全集』第一五卷六ページ以下）。

なるほどかれの場合には、国家は「神」ならぬ「自然」によつて立てられたものだが、いずれにしても国家は個々

人にとって絶対に超越的なものであって（「自然によって、国家は家やわれわれ個々人より先にある。」同七ページ。だからアリストテレスにおいても「根源は覆われている」のである）、社会契約説的な国家の論理的構成は、アリストテレスにおいても否定されている。これは、アリストテレスのこの著作が永い古代ギリシア政治史の総括としての意義をもつだけに、注目すべきことである（なお、アリストテレスの国家論が社会契約説的な国家論の対極に位置するものであることに関しては、ケンブリッジの政治思想史テキスト・シリーズ中の Aristotle, *The Politics*, Cambridge U.P., 1988, Introduction (by Stephen Everson), p.XVff., p.XXVf. を見よ。また Ernest Barker, *The Political Thought of Plato and Aristotle*, Dover Books on Philosophy, p.245f., 269f. and 403f. をも参照）。

五 「民主主義」にたいするウェーバーの両義的態度

さて以上に見てきたように、ウェーバーは国家を「アンシュタルト」として、根源的には人間理性によってはついに内在化し切れないもの、究極的には人間にとって超越的なもの——個々人からすれば、ついに自己と同一化し切れないもの——、だから、さらに平たい言葉で言い換えるなら「運命」と捉えているのであるが（もし国家が各人の「合意」にもとづくものなら、各人は、ルソーのいうように、理論的には国家と自己とを同一視することが可能である）、そうしたかれの姿勢は、この世からおよそ「支配」をなくすことなどできないとする、かれのいわゆる「ベシミスティック」な観点によって貫かれている（ただし筆者はそれを「ベシミスティック」とは考えていない）。

「支配」(Herrschaft)とは、『*経済と社会*』第一部第一章の定義によれば、「一定の内容をもつ命令にたいして、一定の人々が服従するチャンス」のことであり、「政治団体」なかんづく「国家」は、すぐれて「支配団体」

(Herrschaftsverband) である (WuG, 5. Aufl., S. 28f. 岩波文庫版『社会学の基礎概念』八四ページ以下)。

その「支配」についてウエーバーは、一九〇八年八月四日付のローベルト・ミヘルス宛の手紙に次のように書いた。「かりにどれほど『社会主義的な』体制ができあがり、どれほど『民主主義』の形態に工夫がこらされようとも、そうした社会体制の実現によって、『人間にたいする人間の支配』に終止符を打つことができるなどと人が考えようとすれば、そうした見解はすべてユートピアにすぎません。」(MWG II/5, S. 616)

「社会主義」については、そのイデオロギー的な創始者たちによって「支配の廃絶」が謳われたにもかかわらず、現実にはその正反対が帰結したことは周知のところだし、筆者もその点に関して「ウエーバーの社会主義論」との関連で私見を述べたことがあるので、ここには立ち入らない(拙著『知と意味の位相——ウエーバー思想世界への序論』一九九三年、恒星社厚生閣、第四章および筆者と小島定との共訳になる『M・ウエーバー ロシア革命論 I』一九九七年、名古屋大学出版会、の訳者解説「ウエーバーのロシア革命論について」を参照されたい)。そこで、ここでは「民主主義」に話をしはることにする。

さて、ウエーバーが政治制度としての「民主制」を——さまざまな注文をつけてたうえでのことではあるが(とはいえ、たんに便宜的ないし戦術的というわけでは決してない)——支持したことは、紛れもない事実である。その意味では、かれは通常の政治的色分けからすると明らかに「民主派」であった。事実、かれはワイマル期最初の(憲法制定)国民議会の選挙にさいして、新生の「ドイツ民主党」から立候補したくらいである(ただし、よくある党内事情のせいで、結局かれは立候補を取り下げざるをえなかった)。そればかりか、かれはそれ以前にも自分が「民主制」の確固とした擁護者であることを折に触れて明言している。

まず、かれは、一九〇四年八月にアメリカのセントルイスで催された国際学術会議で行なった講演「ドイツの農

業問題の過去と現在」で、「たとえばわたしのような民主主義制度の確固たる支持者でも、云々」と述べているし（From Max Weber, *Essays in Sociology*, fr. ed. and with intr. by H.H.Gerth and C.Wright Mills, London 1952, p.370. 河出書房版『世界大思想全集』社会・宗教・科学思想編21『ウェーバー』一九五四年、一一二ページ。強調は引用者。ちなみに、そのあと、にもかかわらず、ドイツのようにアメリカとは違い列強に包囲されて強力な軍事国家たらざるをえないような国では、自分は「世襲君主制」を支持する、と続く）、また、一九〇六年二月に『社会科学および社会政策雑誌』第二二巻第一号に発表した「ロシアにおける市民的民主主義の状態について」においても、かれは「物質的利害状況の『流れに抗して』、それが『われわれ個人主義者』の行く道であり、『民主主義制度』を擁護しようとする者の運命である」と述べている（MWG I/05:270. 前掲邦訳『M・ウェーバー ロシア革命論Ⅰ』一三五ページ。強調は引用者）。

それからかれは、一九一八年一二月、敗戦、革命の過程でドイツ第二帝制が崩壊し、もはや「世襲君主制」を基本としたドイツの政治的再建をはかることができず、敗戦後ドイツの国家形態としては「共和制」しか選択の余地がなくなつたとき、「そうした状況」は「われわれ急進派」にとっては（uns Radikalen）「むしろ望むところだ」と主張した（「ドイツ将来の国家形態」。MWG I/6, S.103. 邦訳みずす書房版『政治論集』四九六ページ。強調は引用者のもの）。

これらの文章はいずれも一定の「文脈」の中で述べられたものであり、そしてその「文脈」はそれぞれ重要な意味連関を有しているのだが、しかし、かれがどんな「文脈」においてであろうと、とにかく、みずからを「民主制のゆるぎない支持者」であり「急進派」であると称したことは確かである。

ちなみに、「ドイツ将来の国家形態」に見える「急進派」というかれの自認が、「社会主義派」ないし「社会民主主義派」を意味するものでないことは言うまでもない。やはりその表現は「民主派」と同義に使われたものと見なして差し支えないだろう。

だからウェーバーは、たしかに人が通常いうところの「民主派」であった。

だがそれにもかかわらず、「民主主義」へのかれの態度は決して一義的ではない。以下に見るように、その著作の随所で、かれは「民主主義」、とりわけその理念にたいする留保的で批判的な態度を表明しているからである。

かれの政治的時事評論や『経済と社会』のなかの政治社会学関係の論稿を読んで先ず気づくことは、かれが「民主主義」に言及するときには、なにか奥歯に物の挟まったような言い方になり、留保的な言い回しになることが多いということである。

たとえば前稿「ウェーバーにおける国家理性の理念」にも引いた一九一七年九月の「宰相危機の教訓」で（本誌前号四一ページ）、かれはつぎのように述べている。「われわれは……国民の統一を維持するため、不可決の手段として、人がドイツの政治諸制度の『民主化』と呼ぶところのもの（das, was man die "Demokratisierung" der deutschen politischen Institutionen nennt）を要求する。／＼だが（aber）、同時にわれわれは、政治指導における統一性を保障するものとして、また過去における対ドイツ同盟の形成に一役買ったあの失敗を二度と繰り返さぬための保障として、議会主義化（die Parlamentarisierung）を要求する。」（MWG1/15, S.302、『政治論集』二二八ページ。強調は原文。／＼の記号は引用者が便宜的に付けたもの）

この論文は、ウェーバーが第一次大戦におけるドイツの戦争指導と外交との失敗の連続に直面して、それをもたらずドイツの政治システムの抜本的な改革をもちやゆるがせにはできないと痛感し、いよいよ「民主化」と「議会主義化」とを骨子とする体系的な内政改革の提言に本格的に乗り出す皮切りとなったもので、引用した文章はいわばその綱領的宣言として重要な意味を持つものである。

だが、この文章は、その全体としての切迫感、格調の高さの蔭に隠れて、これまでは看過されてきたことだが、当

面の関心からすると、見過ごしにはできない一見奇異な物言いを含んでいる。

その第一は、なぜウェーバーは「人が・・『民主化』と呼ぶところのものを要求する」などと回りくどい言い方をして、直截簡明に「民主化を要求する」と言わないのか（第一段落）、ということである。

第二は、第二段落冒頭に「だが」（aber）とあるが、その接続詞は、なぜ「そして」ではなく、「だが」なのか、ということである。

「民主政治」をもって「誰もが納得する政治の公準」、「良き国家の総称」のように考える現代人の感覚からすれば（vgl. Evangelisches Staatslexikon, 3. neubearbeitete erweiterte Aufl., Kreuz Verlag, 1987, Bd. 1, Art. Demokratie I, Juristisch, Sp. 456）、そして、とりわけ「平和」と「民主主義」とが一種のソフトな代替宗教となった観のある現代日本の多くの知識人の観点からすれば、右の第一段落は明らかに、「人が呼ぶところのもの」などと「人」にかこつけたら、引用符をつけたりせず、そのものずばり、ストレートに、「民主化を要求する」と言うべきところだろう。実際、ウェーバーは第二段落で「議会主義化を要求する」と言う場合には、その「議会主義化」には何の引用符もつけずに簡明直截にそれを要求しているのである。にもかかわらず「民主化」要求の場合には、どうしてかれはそう歯切れの悪い、奥歯に物の挟まったような物言いをするのか。

明らかにかれは、「民主化」をそう手放して歓迎すべきことばかりは考えていないのである。

その留保のないし批判的態度がまた第二段落で、かれをして「だが」と言わせているのだらう。今日では「議会制民主主義」などといって「議会主義」と「民主主義」とは連続的につかまえられる。だから両者はいわば順接の関係にあり、第二段落の冒頭は「そして」となるはずのものである。なのに、どうして「だが」なのか。これが「民主政治」を「誰もが納得する政治の公準」「良き国家の総称」と考える現代人の率直な疑問だろう。

だがウェーバーはそうは考えていないのである。「議会主義」と「民主主義」とは本来異質な系譜のものであり、場合によっては対立しさえする。これはかれの——かればかりののではないが——見解であった。現に「新秩序ドイツの議会と政府」第五章には、「議会主義化と民主化とが相関関係にある必然性はなく、むしろ両者はしばしば対立関係にある。最近では、両者は必然的に対立すると信じられていることすら稀ではない」とある(MWG II, 5, S. 526. 「政治論集」四一八ページ。なお、Gerhard Ritter, *Wesen und Wandlungen der Freiheitsidee im politischen Denken der Neuzeit*, in *Das stitliche Problem der Macht*, Bern 1948, S. 106f. をも参照)。これは、たとえば「民主主義」を至高の「目的」価値として「価値合理的」に信奉するW・モムゼンのような「自然法的民主主義者」にとっては、つまりずきの石となる見解である(vgl. W. Mommsen, *Max Weber und die deutsche Politik 1890-1920*, 2. Aufl., Tübingen 1974, S. XII u. S. 422. 邦訳未来社版ヴォルフガング・モムゼン『マックス・ヴェーバーとドイツ政治 1890-1920』I一〇ページ、同II七〇六ページ参照)。

六 官僚制と「民主主義」イデオロギー

ところで、「民主主義」に関するウェーバーの批判的言及は、右に引いた政治的時事評論だけでなく、理論的著作である『経済と社会』、その中のいわゆる「支配の社会学」にも見いだされる。

「支配の社会学」では、「民主主義」は(近代)「官僚制」との関連で論じられることが多い。

ウェーバーの見るところでは、近代の「官僚制」は——もちろん歴史における他の諸要因の共働もあつてのことだが——すぐれて「近代的大衆民主主義の不可避的な随伴現象」である。近代的「官僚制」は、一方では「抽象的規則の遵守」にもとづく「支配権の行使」を機能原理とし、他方では行政機能担当者の「経済的・社会的差別」の

「少なくとも相対的な平準化」、したがってまたかつての「行政における封建的、家産制のおよび・・・金権制的特権の廃止」を組織的特徴の一つとするが、それは、もちろん他の諸要因とともに、「人的および物的意味における『権利の平等』」の要求を推進する「民主化」の圧力、とりわけ「大衆的民主化」の圧力によっても、もたらされたものだからである（WuG, 5.Aufl., S.567f. 世良訳『支配の社会学』一〇六ページ以下。強調は原文、断らない限り同じ。）

ところが「民主主義」は、みずからもその形成にあずかって力のあったこの「官僚制」の諸結果にたいして、抵抗を試みる。ウェーバーから見れば、その抵抗はそのものとしては成功の見込みがないし、また違った意味での弊害を招きかねない。若干の例証をしておこう。

ウェーバーがそうした言及をしている一つの例は、かれが近代「官僚制」の「没主観性」と「専門性」とを論じた箇所に見いだされる。

「この点においても、およそあらゆる『民主主義的』潮流・・・(jede "demokratische"... Strömung) は必然的に分裂的たらざるをえない。『権利の平等』と恣意にたいする権利の保障との要求は、個人的な自由裁量と恩恵の施与とをもって特徴としたかつての家産制的支配下の行政を排除して、行政の形式的合理的な『没主観性』を実現するよう求める。だが、『エートス』が個々の問題に関して大衆の心を捉える場合、・・・えてしてそれは「なにか個別利害を超越した普遍的な志向性をもつのではなく、いまこの具体的な個人に関して、いまこの具体的な場合に、実質的な『正義』が具体的に実現されるべきだとする要請 (Postulat) の形をとるものである。そうするとその『エートス』は、官僚制的行政の形式主義、その規則一点張りの冷やかな『即物性』と不可避免的に衝突し、それに反撥するあまり、かつての『民主主義的』潮流が合理的に要求してきた当のものを、エモーショナルに非難するということにならざるをえなく。」(Ibid., S.565. 同上九九ページ。[])内は引用者のもの

つまり「民主主義的」潮流は、いわゆる「官僚主義」に反撥するとともに、ザハリヒな「官僚制」にも反撥するというのである。

つぎに、近代「官僚制」は、その「没主観性」と「専門性」とを保障するために、官僚の選抜にあたって「専門試験」を課すが、ウェーバーによれば、その「専門試験」にたいしても、「民主主義的」潮流はやはり分裂的態度をとる。

『民主主義』は、この専門試験にたいしても、民主主義自身の推進した官僚制化のあらゆる諸現象にたいする場合と同様に、分裂的態度をとる。一方では、『民主主義』は名望家支配を排除して社会的出自のいかなを問わない適格者の『選抜』を要求する、もしくは、意味上、すくなくともそれを要求しているか、見える。ところが他方では、『民主主義』は、試験が実施され教育免状が物を言うようになると、その結果、特権的な『カースト』が出現するのではないかと恐れ、そのため試験や教育免状の制度とたたかうのである。(Ebd.: S. 576. 同上二三三ページ)

さて、「民主主義」が「官僚制」という新たな「カースト」形成の出発点を与える「専門試験」・「教育免状」制度に反撥するとすれば、その「特権のカースト」身分の固定化を結果する——と「民主主義」者には思われる——官僚のさまざまな「身分」保障の諸制度にも、「民主主義」は反撥する。

ウェーバーによれば、近代「官僚制」は、やはり行政のザハリヒカイトと安定性とを確保するため——これは国家をはじめ現代のあらゆる組織、経営体の統合と内的秩序の維持、Regelbarkeitの確保のためには決定的に重要な条件である——、選抜試験の結果採用した官僚の「懲戒手続」を客観化し、その地位、かれらの規則正しい昇進、老後の生活を安定的に保障するという「特殊『身分制的』発展」傾向を有するが、ウェーバーは、『民主主義』の志向 (das Streben der "Demokratie") が近代「官僚制」のこの不可避的な特殊「身分制的」性格に反撥するとして、つ

ぎのように述べた。

「まさにこの不可避的な『身分制的』特質にたいして、またもや『民主主義』の志向が反対の立場をとる。つまり、『民主主義』の志向は、任命官僚制を廃止して任期のごく限られた官僚の公選制を導入し、恣意的処分の入り込む余地のない客観的な懲戒手続にしたがって官僚を解任するのではなく、人民投票にかけて官僚を罷免せよ、と要求するのである。これは、「官僚にたいする客観的な懲戒手続が整備されてはいなかった近代官僚制の未発展な時代における」上司たる『ヘル』の恣意的な処分を、被支配者……の同じく恣意的な処分によって置き換えようとするものにほかならぬ。」(Ebd., S.578. 同上二三八ページ。傍点および「」内は引用者)

つまりウェーバーは、「支配の極小化」——これがすぐあとに見るように「民主主義的」志向の眼目である——を指す「民主主義的」潮流や志向には、それ自体固有のディレンマがつきまとい、固有の「恣意性」が付着していると考えているのである。

こうして最後にウェーバーは、「官僚制」と「民主主義」との関係を以下のように総括する。

「……ここでわれわれは、まさしく以下のことをしっかりと銘記する必要がある。すなわち、民主主義の政治的概念は、被支配者の『権利の平等』の要請からして、さらに（一）閉鎖的な『官僚身分』の形成を阻止して、官職への門戸を広く一般に解放すべきだとする要請、（二）官僚の支配権力を極小化して、『世論』の影響範囲を最大限拡大すべきだとする要請を導き出し、それゆえ、専門資格への拘束とは無関係で、常時解任可能な、選挙による官職任命の領域を、可能な限り拡大しようと努めるものであること、これである。そのことによって民主主義は——名望家支配にたいするその闘争の結果として——みずから生み出した官僚制化の傾向と不可避的に衝突することとなる。したがって、『民主化』(“Demokratisierung”)なるものを、『民衆』の……できるだけ『直接的な』支配を達成

するために『職業的官僚』の支配権力を極小化することと解するかぎり、この『民主化』というおよそ漠たる言い方で指称されるところのもの (die überhaupt unpräzise Bezeichnung der "Demokratisierung") は、(こ)では問題とするに当たらない。民主制 (Demokratie) のもとでむしろ決定的な事柄は、もっぱらただ、官僚制的に組織された支配集団によって支配される被支配層「内部の差異」の平準化 (Nivierung der Beherrschen) ということだけである。そのさい、支配集団のほうは、事実上——いや、しばしば形式的にも——、まったく専制的な権力を行使する立場に立つ、ということも大いにありうることなのである。(Ebd., S.568. 同上二〇九ページ。〔内は引用者〕)

ちなみに、この「民主主義的潮流」や「民主主義的志向」——これは日本語の語感では「民主主義」に対応するだろう(ゲルハルト・リッターも、ウエーバーの言うそうした「潮流」や「志向」に対応するものを Demokratismus と呼んでいる。G.Ritter: Das Sittliche Problem der Macht, a.a.O., S.116。)——にたいするウエーバーの批判的言及は、かれが直接意識していたかどうかはともかく、アリストテレスの『政治学』第六卷第二章に記された「民主制的国制の根本原理」に関する定義と基本的に対応するものである(岩波書店版『アリストテレス全集』第一五卷二五二ページ以下)。

アリストテレスはその箇所で、「民主制的国制の根本原理」は「自由」だが、その「自由」の意味するところは、まず第一に「順番に支配されたり支配したりすることであり、第二に「人が好むがままに生きる」ことだとしてゐる。この第二の「好むがままに生きる」ことは「放縦」を意味し、爛熟期の古代ポリスの「民主制」に無秩序と「無紀律、混乱をもたらした元凶だが——だからまた「思慮」と「徳」を欠けば人間は最も貪婪、最も狂暴な野獣にも劣ると考えるアリストテレス(同上八ページ)は、「民主制」を悪しき国制の類型の一つに算入しているのである(なおこの点については Ernest Barker: The Political Thought of Plato and Aristotle, op.cit., esp. p.452ff. を参照)——、いまそのこと」は措き、(こ)ではアリストテレスがこの第二の「自由」の目標からも結局支配の極小化の帰結を引き出している点

が注目される。「人が好むがままに生きる」ことが「民主制の第二の目標」だが、「ここから、支配されないこと——できれば何人によつてもそうされないこと、しかし、それがかなわなければ、順番で支配され支配することに対する要求が起こってきたのである」と。

要するにアリストテレスは、「民主制」の「根本原理」を、ウェーバー的な言い方を借りれば、「支配の極小化」への一義的志向と見なしているわけである。そしてかれはそのあとすぐ引き続き、古代アテナイ人の国制等の実証研究にもとづいて、可能なかぎり多くの官職の選挙制、輪番制、籤引制、官職任期の短期制、民会および裁判への全市民の参加、市民の諸役就任や法廷・民会への出席さらには公共の行事祭礼等への参加にさいしての当該市民への公費の支給等々、「支配の極小化」を保障するために「民主制」ポリスで実施された種々の方策を詳述する。これはまた、右にウェーバーが「民主主義の政治的概念」の「さらなる要請」として述べたところと基本的に合致する。

さて、こうしてウェーバーが一方では「民主制」の擁護者をもつて自認しながらも、他方では「民主主義」にたいして留保の姿勢をとり、場合によってはそれに明白な批判的注釈を加えている事実が明らかとなったが、その過程で同時にまた、なぜかれが「民主主義」にたいして留保的ないし批判的態度をとるのか、その理由がおのずから浮び上がってきた。もとより逆の連関、つまりかれが「民主主義」にたいして留保や批判をしながらも結局なぜ「民主制」を支持することになるのか、またその支持がいかなる性格のものであるかが問われなくてはならないが、その点はまた別稿で言及することとし、さしあたってまず、かれの「民主主義」批判の側面にスポットを当て、その理由を考察せねばならない。

ウェーバーが「民主主義」にたいして留保的ないし批判的姿勢をとるのは、右の最後の引用文が示すように、「民主主義」ないし「民主化」の志向が原理的に「支配の極小化」を目指すからであり、そうしたことがウェーバーが

ら見て実現可能なこととは到底思えないからである。その点は、すでに前節はじめに一九〇八年八月四日のローベルト・ミヘルス宛のかれの手紙を引いて示唆しておいたとおりである。

ウェーバーによれば、「支配」(Herrschaft)は「一定の内容をもつ命令にたいして一定の人々が服従するチャンス」であり(WoG, 5. Aufl., S. 28. 岩波文庫版『社会学の基礎概念』八四ページ)、そうした「チャンス」は生の様々な局面で様々な機会に様々な形態をとって発生する。そして全般的な官僚制の進行する現代社会の諸条件のもとでは、「支配」は形式的に合理化され即物化されるだけで、実質的にはかつて例を見ないほど autokratisch な性格を帯びることさえある。かつての家産制の名望家的支配の時代とのちがいは、ここでは、官僚制化促進の一因となった「民主化」のおかげで、一方では「官僚制的にみずからを組織する支配集団」と、他方ではそれと相對峙する「被支配者集団」とが、旧身分制的(そしてやがて)階級的差異性を解消されるという意味で、それぞれ「平準化」されるという点ぐらいなものである(上記ウェーバーの引用文参照)。

それゆえウェーバーからすれば、「官僚制的」支配装置の破砕ないしは「民衆」^{アーメス}の支配によるその代替などということは、絶対的な不可能事であるばかりか、狂気の沙汰でさえある。もしそうしたことが仮にも実際に行なわれるとすれば、現代社会の秩序維持と統合、統治の諸条件は根底から崩壊するからである。したがって——とウェーバーはいうのだが——現代社会の諸条件のもとで可能でもあり、また必要でもあることは、「支配の極小化」ではなく、「官僚制的に組織された」(また組織されざるをえない)「支配」の「専制的」性格に対してなにかの歯止めをかけ、その全一的支配に対抗しかつそれを自己の統御下に置くところの、そうしてまた政治体ならびに経営体に眞の活力を付与するところの、政治指導||政治的支配のシステムを作り上げることである。なぜなら、政治体ならびに経営体の總体的な統治(Regierung)にあたっては、「官僚制」の精神とは全く異質な固有の意味での

「指導的精神」(der leitende Geist) が不可欠だからであり、その自由な發揮とそれを保障する政治システムの構築なしに、いかなる政治体・経営体も生命力を枯渇させざるをえないからである（『新秩序ドイツの議会と政府』 MWG 1/15, S.465f. 『政治論集』三六四ページ以下を参照）。

七 ウェーバーの「直接民主主義」批判

ところで「民主主義」ないし「民主化」の志向の本旨が、ウェーバーのいうように「支配の極小化」にあるとすれば、その極限的な追求が「直接民主主義」に求められるだろうことは容易に推察されることである（事実、市民＝公民相互の間で「支配の極小化」の実現を目指した古代ギリシアの「民主制」は、右のアリストテレスの一文からも明らかのように、「直接民主制」であった。Cf. E. Barker, op.cit., p.46ff.）。つまり「民主主義」の本旨は「直接民主主義」に極まるのである。だからまたウェーバーの「民主主義」にたいする批判的態度は、その「直接民主主義」批判において最も忌憚らない姿をとる。

ちなみに「民主主義」の本旨が「直接民主主義」に極まるということとは、「民主主義」の「価値合理的」信奉者の主観に合致したことでもある。かれらは、ルソーいらい、「民主主義」本来の姿は「直接民主主義」だと考えている。だから、たとえば今日のわが国で「重要な問題は国民投票で」と言われたり、さまざまな理由から地域で活撥化するきざしを見せている「住民投票」を「これぞ民主主義の原点だ」として称揚する風潮がジャーナリズムなどにも見られるのである。「民主主義」としては本当は「直接民主主義」が一番良いのだが、現代の広域国家におけるその全面的な採用は技術的に不可能であるから――だがインターネットの時代は、ひよっとすると、その技術的障害を

大幅に取り除くことになるかも知れない——、やむをえず「間接民主主義」を採用しているのだ、だから、それが可能などころでは、あらゆる機会に「直接民主主義的」手法を大いに取り込まなくてはならぬ、それが今日「民主主義」の活性化と成熟とを目指す者の課題である。これが恐らく「民主主義」を「価値合理的」に信奉する多くの者の偽らざる信条だろう。

だが「直接民主主義」には政治システムとしての根本的な難点が伏在している。以下に見るように、ウェーバーは『経済と社会』や政治的時事評論の随所でそのことを指摘した。

かれによれば、「直接民主主義」の理想は、「団体」役員を「団体仲間」(Verbandsgenossen)の文字どおり「公僕」(Diener)とすることである(WuG, S. 5. Aufl., S. 545f. 世良訳『支配の社会学』一六ページ)。

その理想に照らしていえば、主権者はあくまでも「団体仲間」であり、そして「団体」そのものの意思は「仲間集会」(Genossenversammlung)によつて決定される。役員つまり執行機能遂行者は、「もっぱらその意思を基準とし、団体仲間」に奉仕するかぎりであり、またかれらの授權によつてのみ、職務を遂行するのである(「支配の諸類型」, ebd., S. 169. 世良訳『支配の諸類型』一八六ページ)。

この理想を達成するために、当該の「団体」によつて採られる「団体」運営のための「通常の技術的手段」——その主なもの——は、ウェーバーの整理によれば以下のとおりである(ebd., S. 159f. 同上 一八六ページ以下)。

① 役職者の「職務任期の短期制」。「望むらくはその任期を各期の仲間集会から次期の仲間集会までの期間に限ること」② 「団体仲間」による全役職者にたいする「常時解任(リコール)権」の留保。③ 「厳格な命令的委任」(streng imperatives Mandat)にもとづく職務の遂行。④ 職務執行者の「仲間集会への厳格な報告義務」。⑤ 役職の「副業的性格」。

「団体」のこうした「直接民主主義的」運営がそもそも成り立つ前提が「実質的に機能する仲間集会」であることは、いうまでもない。

ここからも明らかのように、「直接民主主義的」運営が多少とも可能になる「団体」は、当然のことながら、その規模と性格とにおいてごく限られたものでしかない。ウェーバーはその点に関して次の二つの限定条件を挙げている。

(1) 当該の「団体」がごく「地方的」性格をもち、成員の数も「小さく限られている」こと。その結果、全成員が常時「一箇所に集合」でき、「たがいに良く知り合つて」おり、相互の「社会的地位もあまり分化していない」と (ebd., S.169 u.546. 『支配の諸類型』一八六ページ)、『支配の社会学』一七ページ)。

(2) 「団体」内の「行政」に関して「専門的な職業的官吏にしか解決できないような高度な任務が欠如していること」、したがつて「比較的単純で安定的な任務」しか存在しないこと (ebd., S.170 u.546. 『支配の諸類型』一八八ページ)、『支配の社会学』一七ページ)。

ウェーバー時点のもので、そうした「団体」として、かれのとくに例示しているものは、北米ニューイングランドの「タウンシップ」、スイスの一部の「カントン」(ゲラールス、シュヴィーツ、西アペンツェル等)、それからロシアのミール(あるいはオプシチーナ、ロシア独特の農村共同体)である (ebd., S.170 u.546. 『支配の諸類型』一八七ページ)、『支配の社会学』一八ページ)。そしてウェーバーは、「タウンシップ」や「カントン」は「すでにその大きさからして『直接民主主義的』行政の可能な限界線上に位置する」と考えている (ebd., S.170. 『支配の諸類型』同上)。なお、当時スイスの一部の「カントン」で曲がりなりにも実施されていた「直接民主制」の実態については、Wilhelm Hasbach, Die moderne Demokratie, 2. Aufl., Jena 1921, S.136ff.を参照せよ。

ところで、この「タウンシップ」、「カントン」、「ミール」といった並列の仕方からも窺えるように、ウェーバーは「直接民主主義」を民主制ないしは近代的政治形態の何か歴史的発展の「出発点」をなすものと見なしているわけではない。かれは右の例示のあと次のように語をつないでいるからである。

「したがってまた『直接民主主義的』行政は……何か『発展系列』の典型的な歴史的出発点をなすものと考えられるべきものではなく、……たんに一つの類型学的な限界事例 (ein typologischer Grenzfall) をなすものと見なされるべきである。」(WuG, aa.O., S.346; 『支配の社会学』一八ページ)

「直接民主主義」は、理念的には「支配の極小化」というあらゆる「民主主義的」志向の根底にあり極北にあるものだが、歴史的現実としては『発展系列』の典型的な歴史的出発点」をなすものでなく、たんに「一つの類型学的な限界事例」をなすにすぎない。これはきわめて重要な指摘である。

周知のようにウェーバーは、「支配の社会学」第六節「政治的支配と教権制的支配」の最後のところで、カルヴィニズムの流れを汲むプロテスタントイザムの「諸セクト」ならびに多かれ少なかれその影響を受けたものもろもろの「結社」や「クラブ」の「直接民主主義」が (ebd., S.724; 『支配の社会学』六五二ページ)、そのヴォランタリズムや自己確証の精神と相まって、「アメリカ民主主義」の一種の細胞形態をなし、「アメリカの不文の、しかし——アメリカ人の人格の形成にたいして極めて強い影響を及ぼすものであることから——最も重要な憲法的要素 (Verfassungsbestandteile) となっている」と述べているが (ebd., 同上六五〇ページ)、しかし、この「直接民主主義」の痕跡をとどめるアメリカン・デモクラシーは、近代世界における「良心の自由」や「人権」観念の普及に果たしたその大きな役割にもかかわらず (ebd., S.725f; 同上六五三ページ以下。なお、みずす書房版『イエリネク対ブトミー 人権宣言論争』一九九五年、一一五ページ以下を参照)、政治システムとしては、ウェーバーにとってやはり特殊なものであった。

それは世界史的に見て特殊な「限界事例」であるだけでなく、西洋史のうえでも特殊な「限界事例」であった。それゆえ、「アメリカン・デモクラシー」を金科玉条としてヨーロッパ大陸、とりわけドイツの地へ移植するなどということは、ウェーバーにとっておよそ論外であった（イエリネクやオットー・ヒンツエその他当時のドイツの代表的な国家学者や国制史家にとってもそうである）。

が、それはともかく、「団体」が「隣人関係や個人的関係に基礎をおく小規模な団体」でなくなり、その行政内容も複雑かつ高度で変動つねないものとなると、「直接民主主義」は、ただ技術的観点からするだけでも、そのものとしてはや実現が不可能となる。「大規模団体」の「行政の諸条件」はそうした小規模団体のそれとは「根本的に異なる」からである。「とりわけ『民主主義』の概念は、大規模行政を必要とする団体にあつては、直接民主主義下のそれとはその社会学的意味を一変してしまい、両者を民主主義という同一の集合名詞で括るのがまるで意味をなすなくなるくらいである。」（Ebd.: S.548. 『支配の社会学』二二二ページ）

にもかかわらず、現代の広域国家の大規模政治の世界においても、「直接民主主義的」発想からする「民主化」要求が提起されることが稀ではない。そして戦争が「総力戦」として戦われ、したがって交戦各国が——その政治形態、歴史的伝統のいかんを問わず——戦場においても統後においても国の命運を決する大事業に国民大衆の総力を結集しなければならなくなった第一次大戦を決定の画期として、いかなる国家もウェーバーが言うようにもはや「大衆をまったく受動的な行政の対象として扱うことができなくなり、大衆が大衆の立場から、「政治の世界において——引用者」何らかの仕方で重要な役割を積極的に演ずるようになった」現代政治の諸条件のもとでは（「新秩序ドイツの議会と政府」MWG/115.S.537.『政治論集』四一九ページ）、そのことはまた必然的なことでもある。なぜなら「大衆が大衆の立場から」「支配」の極小化」を求めるのは、それ自体としては当然のことだからである。

それにどんな政治形態も完璧というにはほど遠く、当時欧米各国において一般的となりつつあったいわゆる「議會制的民主制」も、当然その内部に多くの欠陥をかかえており、政治の世界への「大衆」の積極的登場に対応するためには、国家は「プレビシット」(国民 \parallel 住民投票)や「レフェレンダム」(国民 \parallel 住民評決、国民 \parallel 住民投票)、「イニシアテイヴ」(国民 \parallel 住民提案、住民 \parallel 国民請願)などの「直接民主主義的」諸制度を、部分的局面的に取り入れなくてはならなくなった(この「議會制的民主制」と「直接民主主義的」諸制度との様々な組合せの諸類型については、Jelinek, Allgemeine Staatslehre, a.a.o., S.728ff. イェリネク『一般国家学』前掲五八八ページ以下、Hasbach, a.a.o., S.141ff.を参照せよ。また「プレビシット」を始めとする「直接民主主義的」諸制度の意義と限界とに関する現代ドイツの政治学者たちの標準的見解については、Hrsg.von der Görres-Gesellschaft, Staats Lexikon, 7.Aufl., Bd.4, Art., Plebiszit, Sp.424ff.を見よ。現代ドイツの慣用語法では、「プレビシット」は「レフェレンダム」や「イニシアテイヴ」を包括する概念として用いられる)。

ウェーバーもまた現代国家が「直接民主主義的」諸制度を(ごく)限定的かつ局面的に取り入れること自体にたいしては、必ずしも否定的ではない。しかし「直接民主主義的」諸制度が、「議會制的民主制」であれ何であれ、現実の大規模政治体の実定的な政治システムに全面的にとつて代わるべき自己完結的なシステムとして要求されたり、そうではないまでも、現行の政治システムの根幹を事実上ゆるがすような形で要求されたりするときは、それにたいしてかれは厳しい批判を加えた。

そのうち、(1)前者の要求ないし運動が——ソ連崩壊後の今日ではもはや人々の記憶から忘れ去られた観があるとはいえ——レーテ(ソヴェト)民主制(Räte-Demokratie, Soviet-Demokratie)のそれであり、(2)後者の要求が、ウェーバーの「新秩序ドイツの議會と政府」における定式化を借りていえば、立法権を最終的には「議會の議決」ではなく「義務的な国民投票」(obligatorische Volksabstimmung)にゆだねよ、¹⁾という要求である(MWG I/15, S.543.

『政治論集』四三三ページ）。それからもう一つ、(3) それ自体としては「直接民主主義」をもって現行の政治システムに代替させようとするものではないが、「直接民主主義的」発想を根底に残した「民主化」要求がある。それが「比例代表選挙制」の要求である。ウェーバーはそれにたいしても鋭い批判を加えた。

(1) レーテ（リソヴェト）民主制。これは「支配の諸類型」の定義によれば「拘束された代表制」である。このシステムにおいては、「被選出代議員」はその「代表権」を「命令的委任」（imperative Mandate）と「リコール権」とによって「制限」され、「有権者の同意」に「拘束」される。このシステムは「大規模団体」においては不可能な「直接民主主義」の「代替物」（Surrogat）である（*ibid.*, S.172. 「支配の諸類型」一九三ページ以下）。

このレーテ民主制にたいしては、現代ドイツの国法学者マルティン・クリーレの以下のような批判がある（Martin Kriele, *Einführung in die Staatslehre*, 3. Aufl., Westdeutscher Verlag, 1988, S.252. 初宿正典ほか訳『平和・自由・正義 国家学入門』御茶の水書房、四〇六ページ、なお詳しくは拙稿「民主制の二つの概念」本誌第一五五号、一九九四年三月、一九六ページ以下を参照）。このシステムは、その原則である「命令的委任」と「リコール制」とを忠実に実行すれば、各単位レーテ、各地域レーテごとの多数の——いや無数のというべきだが——「少数派」を作り出すが、最上級レーテ（普通の議会民主制国家における国会に当たる）における「単一の多数派」を生み出すことができない、つまりこの型の「民主制」は「国民の多数意思」の結集と確認とを不可能とし、したがってまた「国民の多数意思」に依拠した「民主制的統治」を不可能とする、だから、このシステムが実質的に目標とする「社会主義」や「人民民主主義」を現実に実現しようとするなら、党ないし国家の官僚集団による「独裁」が不可欠かつ不可避となる、と。

つまり「直接民主主義」は、その基本的理念を現代の広域国家においてリジッドに実現しようとするれば、「独裁」に転化し、だからまた「支配の極小化」を目指す運動は、そうした仕方ではこれを追求すれば、その意に反して、

「支配の極大化」をもたらす、というのである。

ウエーバーの「レーテ民主制」批判も基本的にはクリーレの批判と同様である。かれも、労働者レーテ相互間の、また労働者レーテと農民レーテとの間の対立が不可避であり、このレーテ相互間の対立相剋は、レーテ・システムを事実上麻痺させ、結局「官僚制」に「漁夫の利」を占めさせる結果に終る (WuG, 5. Aufl., S. 175f. 『支配の諸類型』二〇三ページ)、つまり党・国家官僚機構の「独裁」に帰結すると論断する。ウエーバーは、一九一七年四月の「ロシアの外見的民主主義への移行」においては、「社会革命的独裁」(sozialrevolutionäre Diktatur) という表現を用いている (MWG I/15, S. 250. 前掲邦訳『M・ウエーバー ロシア革命論』一五九ページ)。

ポリシエヴィキ革命後の「ソヴェト」の歴史は、実際、ウエーバーやクリーレの言うとおりとなった。

(2) 立法権の最終審としての「義務的国民投票」(obligatorische Volksabstimmung)。ウエーバー自身はこの制度要求の発想源がどこにあったかについて一言も述べていない。イエリネクの『一般国家学』やハスバッハの『近代民主制』を参照すると、その発想源は直接には当時スイスの一部「カントン」で見られた「強制的レフェレンダム制」(System des obligatorischen Referendums) であったようである (Jellinek, a.a.O., S. 729f. 前掲『一般国家学』五八九ページ。Hasbach, a.a.O., S. 145ff.)。その点は現代ドイツの国制史家たるエルンスト・ルドルフ・フーバーによっても確認されている (Huber, DVIG5, S. 1179)。

この制度の眼目は、「議会」において「代表」によって議決された「すべての法律」について「住民の認証」を必要とするというものである。これにたいして、議会で議決された法律が一定数の住民の要求により住民投票に付される場合には、その住民投票は「任意的レフェレンダム」(fakultatives Referendum) といわれる (Jellinek, a.a.O., S. 729. 邦訳同上。Hasbach, a.a.O.)。

ウェーバー当時、ドイツでこのスイスの制度をモデルとして「各方面から」提起されたという（Huber, a.a.O.）法案にたいする「国民投票」の要求が具体的にはこのいずれであったのかは、必ずしも判然としない。あるいはそれはアメリカの少なからぬ諸州で見られたという重要事項指定方式の強制的レフェレンダム制（「国債の発行」や「国家借款契約の締結」など特に重要な法案に関してのみ「住民の裁可」を求めるもの）（Jellinek, a.a.O., S.730, Ann.2. 前掲「一般国家学」五九六ページ、注32）であったかも知れないし、それとももつと漠然とした、法案にたいするただ一般的な「国民投票」を呼びかけるだけのものであったのかも知れない（ウェーバーの叙述の仕方からすると、この最後のものの可能性が高い）。

いずれにしてもこの「レフェレンダム」の発想が、イエリネクも指摘しているように（Jellinek, a.a.O., S.578, Ann.1. 邦訳同上四七九ページ、注31）、あのルソーの『社会契約論』の基本理念、つまり「一般意思」（法）は代表されることができず「人民」の直接の議決ないし承認を必要とするという基本理念に、その淵源を有するものであることは明らかである。「それゆえ人民の代議士は一般意思の代表者ではないし、また代表者たりえない。．．．人民がみずから承認したものでない法律はすべて無効であり、断じて法律ではない。云々」（白水社版『ルソー全集第五卷二〇三ページ）

なおドイツ社会民主党が、一八九一年の「エルフルト綱領」いらい、「直接的な国民立法」と「直接的な国民選挙による公務員の任命」とを重要な綱領的要求事項の一つとしていたことは、周知のところである（vgl. Huber, DVfG4, S.109）。

ウェーバーは、この「義務的国民投票」制の無限定な——というよりも、全面的ないし基幹的などいべきだが——導入にたいしては、これを「議会なき民主主義」（parlamentlose Demokratie）として（MWG I/15, s.394, 『政治論集』三

○九ページ)、「ドイツにおける選挙法と民主主義」(一九一七年二月)や「新秩序ドイツの議会と政府」(一九一八年五月)、「ドイツ将来の国家形態」(一九一八年末―一九一九年初め)その他において、詳細な批判を展開している。ここでは、そのなかでも批判が最も根底的な「新秩序ドイツの議会と政府」から、かれの所説の基本線を紹介しておこう(MWG I/5, S.544f.「政治論集」四三四ページ以下)。

かれは「国民投票 (Volksabstimmung) には、選挙手段としても立法手段としても、技術的特性から生ずる内的限界がある」としているが、その批判の要点はつぎの三つである。①「議会で議決される」法律はすべて「妥協」にもとづくが、「国民投票」は一切「妥協」を排除するから、通常の立法手段として、これほど不適切なものはない。②「人民投票の原則」(die plebiszitären Prinzipien)は「政党指導者の固有の重みと官吏の責任とを低下させる」。③それはまた途方もない金権支配とデマゴギー支配とをもたらす。

① ウェーバーによれば、法案が「国民投票」に付された場合、事柄の性質上、「投票の回答は『イエス』か『ノー』かのいずれかに限られ」、そこに「妥協」の入り込む余地は一切ない。だが「予算」の確定はもとよりのこと、内部に「地域的、社会的、宗派的等々の激しい対立」をかかえるドイツのような「大規模国家」においては、少なくとも「大半の法律」の制定は、慎重な「討議」による「利害の調整」、つまり「妥協」を必要とする(これはいうまでもなく議会の機能である)。「レフェレンダムによって得られないものは、まさにこの妥協である」。

この「妥協」が必要なものは、なにも「地域的、社会的、宗派的等々の激しい対立」をかかえた当時のドイツだけに限るまい。

② 次にウェーバーは、「人民投票の原則」(die plebiszitären Prinzipien)は「政党指導者の固有の重みと官吏の責任とを低下させる」という。前者についてはまた別の機会に触れるはずであるので、ここでは後者に限って言及し

ておこう。その点に関してウェーバーは次のように述べている。

「指導的地位にある官吏〔各省庁の長官、大臣——引用者〕の提出する法案を否認する国民投票によって、その官吏にたいする不信任の意向が表明されたとしても、だからといって当該官吏は、議会制国家における不信任投票の場合とはちがいが、辞任に追い込まれることはない。いや、そもそも国民投票による否認は、そんな効果を決して持ちえないのである。なぜなら、否認投票は否認の根拠を明確に特定するものではないし、否認票を投じた大衆は、政府に反対投票する議会多数派とはちがいが、自分たちの側から責任ある指導者を出して、かれをその不信任された官吏と交替させる義務を、負つてはいないからである。」

つまり、「指導的地位にある官吏」にたいする責任の追求が可能なのは、唯一、議会におけるかれらにたいする事理をつくした問責と不信任案の提出とであつて、議会を排除し、あるいは議会を超越した「人民投票の原則」は、その主観的思惑に反して、この唯一の可能性を政治システムから奪い去る、というのである。

③ そのうえ、とウェーバーは述べている。いまでも通常の議会選挙には大変な金がかかり、各政党の資金面での「利害関係者たち」(die Interessenten)への依存は相当なものだが、公務員にたいする「国民選挙」(Volkswahlen)と法案にたいする「国民投票」(Volksabstimmungen)との「排他的支配」が行なわれるなら、「金力に物言わせた利害関係者たちの権力」と「かれらに資金を仰ぐデマゴーク集団の無軌道な跳梁ぶり」は、もはや手の付けられない規模に達するだろう、と。これは、ワイマル期にドイツ国民が実際に経験したところであり、また、たとえば今日のわが国においても、「住民投票」が各地で常態化して行けば、多分避けられない現象となるだろう。

(3) 比例代表制(Proporzsystem, Verhältniswahlrecht)。比例代表選挙制の要求は、いうまでもなく、それ自体としては「代表制」つまり「議会制」を前提しており、したがって「議会なき民主主義」を志向する「直接民主主義的」

要求そのものではない。だが、それは民意の分布状況を可能な限りストレートに「代表」の選出に反映させようとするもので、「直接民主主義的」発想の名ごりを強くとどめた選挙制の要求といえるものである。

この要求も「エルフルト綱領」らしいのドイツ社会民主党の重要な綱領的要求の一つであり (Huber: DVFG4, S.109)、同党は一九一九年、ドイツの第一次大戦敗北後のワイマル共和国の発足にあたって、「ワイマル連合」第一党の政党としてついにその要求を実現させることに成功した (Huber: DVFG3, S.87ff.)。ウエーバーは、まさにこの問題がホットな争点の一つとなっていた一九一八年の末から一九一九年の初めにかけて、「比例代表選挙制」批判の論陣を張り、「ドイツ将来の国家形態」、その導入後も『職業としての政治』終りのほうで批判を繰り返している。

さて、その批判の要点は以下の二つである。

① 「比例代表制」は多党分立、とりわけ小党分立を必要以上に固定化ないし促進し、したがって連立政権を不可避とする。その結果、当然政権基盤が不安定となり、「統一的な政治指導」(einheitliche politische Führung)を麻痺させざるをえない。「ドイツ将来の国家形態」MWG I/6, S.134、『政治論集』五二二ページ以下)。これは、政治において Regierbarkeit の維持、向上を最重視するウエーバーからすれば、由々しい事柄である。

② 「比例選挙法」は「官職任命をめぐる名望家たちの闇取引」を助長するだけでなく、各種の「利益団体」(Interessenverbände)がその役員を「候補者名簿」の中に押し込むことを容易にする結果、議会を「真の指導者的資質を持つ者の活躍する余地のない政治不在の議会」(ein unpolitisches Parlament, in dem echtes Führertum keine Stätte findet)にしてしまう恐れがある。だからそれは「指導者なき民主主義」(die führerlose Demokratie)の「典型的現象」である (『職業としての政治』MWG I/7, S.225、『政治論集』五九四ページ以下)。

いずれも、後年のワイマル共和国崩壊の経験からして重要な批判である (vgl. Eberhard Schanbacher, Parlamentarische

Wahlen und Wahlsystem in der Weimarer Republik, Düsseldorf 1982, S. 69f.）。とりわけ、このうち——①もなることながら——

②の指摘は、今日のわが国の政治を考察する上でも含蓄深い指摘を含んでいる。
こうしてウェーバーは、客観的な政治制度としての「民主制」をザハリヒに支持しながらも——ただし、その仕方は別に論じなければならない——、その様々な理想主義化ないしはイデオロギー化の試みにたいしては、厳しい批判の眼を向けたのであった。